

一般財団法人 陽だまりハーモニー 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人 陽だまりハーモニーと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県亶理郡亶理町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 人と人との手を取り合い、高めあい支え合いながらコミュニティの構築を図ることを目的とする。
陽だまり〈あたたかな空間〉＋ハーモニー〈調和・一致・連結〉＝あたたかな調和のとれたつながりをつくっていく。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、万物地象への謙虚さと誠意、そして愛をもって次の事業を遂行していく。

- (1) 文化芸術を促進する事業
- (2) 子どもの育ちをつちかう事業
- (3) 世代間交流事業
- (4) ソーシャルインクルージョンの実現を志す事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(財産の拠出)

第5条 設立者は、別表第1の財産を、この法人の設立に際して拠出する。

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年 7月1日に始まり翌年 6月30日に終わる。

(最初の事業年度)

第8条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から2021年6月30日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評

- 議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事及び評議員の名簿
 - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の基準を記載した書類
 - (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第4章 評議員

（評議員の定数）

第11条 この法人に評議員 3名以上10名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第12条 評議員の選任及び解任は評議員選定委員会にて行う。

- 2 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
- 3 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 4 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しないものを理事会において選任する。
 - (1) この法人または関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定するものとなったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等名の親族、使用人（過去に使用人となったものも含む。）

- 5 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会または評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 6 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者との法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 7 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、且つ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 8 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定員を欠くこととなる時に備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 9 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人または2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、号外補欠の評議員相互間の優先順位
- 10 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(評議員の任期)

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第14条 評議員に対して、各年度の総額が10万円を超えない範囲で評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- 2 評議員に対する報酬等は職務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては支給しない。
 - 3 評議員に対しては、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 4 前3項に関し必要な事項は、理事会の提案を受け評議員会にて別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

- 第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第16条 評議員会は、次の事項について議決する。
- (1) 理事及び監事の選任または解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) そのほか評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が1週間前には招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) そのほか法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第一項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでのものを選任することができる。

（決議の省略）

第20条 理事が、評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第21条 理事が、評議員の全員に対して、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該評議員会において選出された議長及び1名の議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

- 3 前条の規定により、評議員会への報告があったものとみなされた場合には、評議員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとする。

- (1) 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
- (2) 評議員会への報告があったものとみなされた日
- (3) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 役員等

(役員の設定)

第23条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上7名以内
- (2) 監事3名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 理事会はその決議によって理事の中から副理事長、専務理事を選定することができる。
- 4 副理事長、専務理事をもって業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特殊の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表しその業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(相談役)

第27条 この法人に、任意の機関として、1名以上3名以下の相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、次の職務を行う。
 - (1) 代表理事の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 3 相談役の選任及び解任は理事会において決議する
- 4 相談役の報酬は、無償とする

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

- 第30条 理事及び監事に対して、評議員会において定める総額の範囲内で報酬等として支給することができる。
- 2 役員に対する報酬等は、職務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。
 - 3 役員に対しては、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(役員等の損害賠償責任の一部免除)

- 第31条 この法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 この法人は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

- 第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項（評議員会の権限に属するものを除く）

(招集)

- 第34条 理事会は、代表理事が理事会開催の1週間前には招集する。
- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(定足数)

- 第35条 理事会は、理事の過半数の出席をもって会議を開催することができる。

(決議)

- 第36条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
 - 3 この法人が保有する株式又は出資について、その株式又は出資に係る議決権を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要する。
 - (1) 配当の受領
 - (2) 無償新株式の受領
 - (3) 株主配当増資への応募
 - (4) 株主宛配布書類の受領

(株主としての議決権行使)

第37条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要する。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第41条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の処分等)

第42条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、当法人と類似の事業を目的とするほかの公益法人(学校法人含む)、または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の配分を行わない。

第9章 事務局

(設置等)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は代表理事が別に定める。

第10章 賛助会員

(賛助会員)

第44条 この法人に、賛助会員を置く。

2 賛助会員は、この法人の趣旨に賛同し、その事業を援助する個人、または団体とする。

3 賛助会員に関する事項は、理事会の決議によって別に定める。

第 1 1 章 公告の方法

(公告の方法)

- 第 4 5 条 この法人の公告は、電子公告 (<https://www.hidamari-harmony.org>) により行う。
- 2 事故そのほかやむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 1 2 章 法令の準拠

(法令の準拠)

- 第 4 6 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

第 1 3 章 雑則

- 1 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。
設立時評議員 : 伊藤智恵子 大山徳江 藤迫千夏
- 2 この法人の設立時理事及び設立時監事及び代表理事は、次のとおりとする。
設立時理事 : 菊池恭江 馬場正人 山本直輝
設立時監事 : 鈴木仁 苔米地圭
設立時代表理事 : 馬場正人
- 3 この法人の設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。
設 立 者 : 馬場正人 宮城県亶理郡亶理町字亀井戸 58 番地
馬場照子 宮城県亶理郡亶理町字亀井戸 58 番地

(附則)

- 1 この定款は、2020 年 8 月 8 日から施行する。
- 2 2021 年 5 月 29 日改定

別表 第1 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産 第5条第6条関連

共同設立者 馬場正人

| 財産種別 | 物量等 |
|------|--------|
| 預金 | 150 万円 |

共同設立者 馬場照子

| 財産種別 | 物量等 |
|------|--------|
| 預金 | 150 万円 |

別表 第2 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産 第5条第6条関連

| 財産種別 | 場所・物量等 |
|------|-------------------|
| 定期預金 | 七十七銀行 亙理支店 300 万円 |